

## ボッチャ・杉村英孝後援会 規約

(名称・事務所・目的)

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は、ボッチャ・杉村英孝後援会（以下「本会」という）と称する。
- 第2条 本会は、事務所を次の場所におく。  
静岡県伊東市音無町5番6号 有限会社伊豆介護センター内
- 第3条 本会は、パラリンピック正式種目「ボッチャ」の競技選手である伊東市出身の杉村英孝君（以下「杉村選手」という）への物心両面での支援と、障害者スポーツボッチャの理解、振興を目的とする。

(事 業)

### 第2章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 杉村選手が海外で開催される競技大会へ出場できるよう、及びそこで活躍できるように応援する。
  2. 前項の事業を実現するため、海外遠征費ならびに強化費の援助を行なう。
  3. 杉村選手を囲む激励会または報告会を開催する。
  4. 杉村選手の活動などを定期的に紹介するホームページの開設と会報誌の発行を行う。

(期 間)

### 第3章 期 間

- 第5条 本会の期間は、杉村選手がボッチャ選手として現役で活動する期間とする。

(会員・年会費・募金・助成金)

### 第4章 会 員

- 第6条 本会の会員種別と年会費は次の3種類とする。
- |         |               |
|---------|---------------|
| 個人会員    | 1,000円(1口)以上  |
| 法人・団体会員 | 2,000円(1口)以上  |
| 特別会員    | 30,000円(1口)以上 |
- その他、会員・非会員を問わず、募金、助成金等を随時受け付けることとする。
- 第7条 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費を納入する。
- 第8条 既に納入した会費、募金、助成金等は返還しない。

(会 計)

### 第5章 会 計

- 第9条 本会活動を円滑に進めるため、専用の口座を設ける。
- 第10条 本会の会計・事業年度は、4月1日から始まり、3月31日に終わる。
- 第11条 本会の決算は、ホームページで役員へ報告するものとする。

(役員)

第6章 役員

第12条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局 若干名
4. 会計 1名
5. 監査 2名

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の選任は、役員会において決定する。

(顧問)

第7章 顧問

第15条 本会に、顧問を置くことができる。顧問の選任は、役員会において決定する。

(会議)

第8章 会議

第16条 役員会は役員をもって構成し、通常役員会および役員会とする。通常役員会は、会計・事業年度始めに開催する。

臨時役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第17条 役員会は、会長が招集する。

第18条 役員会は、事業計画案、予算案、役員改正案を議決し、円滑な事業運営を行う。

第19条 本会の議決案件は、役員会において出席者の過半数をもって決し、ホームページで役員へ報告する。

第20条 本規約の施行にあたり、細部の規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

(付則)

本規約は、平成23年6月16日より施行する。

平成27年4月1日改定

(個人情報の保護)

個人情報の保護に関する法律に基づき、本会の運営上取得した会員の個人情報については、本会の運営以外には公開しないものとする。